

沿岸広域振興局長告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年4月16日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200818	一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団	宮古・山田訪問リハビリテーションゆずる	宮古市実田一丁目3番37号	令和3年3月31日

2 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373000934	医療法人晃生会	介護老人保健施設さくら山	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	令和3年3月31日